



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 堀 場 製 作 所
代表者名 代表取締役会長兼社長 堀 場 厚
(コード番号 6856 東証・大証 第一部)
問合せ先 常 務 取 締 役 佐 藤 文 俊
(TEL . 075 - 313 - 8121)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 17 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、株券を発行する旨、現行定款の「名義書換代理人」は「株主名簿管理人」に名称変更され、株主名簿管理人を置く旨、の定めがあるとみなされることから、定款第 4 条(機関)及び定款第 7 条(株券の発行)を新設し、現行定款第 8 条(名義書換代理人)につき所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の運営が円滑に行えるよう招集地を限定するため、現行定款第 11 条(招集)に第 2 項を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるように対応し、コスト削減に資することができるよう、定款第 19 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行なうことができるよう、定款第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

補欠監査役の選任に係る決議の効力を伸張するため、定款第 30 条(補欠監査役の選任に係る決議の効力)を新設するものであります。

剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、定款第 38 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更し、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正等の所要の変更を行なうものであります。

- (2) 当社の公告の方法をより経済的かつ効率的な情報開示の方法である電子公告に変更するため、現行定款第4条(公告の方法)の規定につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までとしておりますが、当社グループ会社の事業年度を統一して、連結決算等の経営情報の精度を高め、効率的な連結事業展開を推進するため、当社の事業年度を変更(決算期を変更)するものとし、現行定款第11条(招集)、現行定款第32条(営業年度)につき所要の変更を行うものであります。なお、定款第14条(定時株主総会の基準日)、定款第39条(剰余金の配当の基準日)の規定においては、事業年度の変更を考慮しております。また、これに伴い、事業年度の経過措置として、第69期の事業年度は、平成18年3月21日から平成18年12月31日までとする旨、中間配当の経過措置として、第69期の中間配当の基準日は平成18年9月20日とする旨、を定めるため、附則を設けるものであります。
- (4) 平成8年11月21日に発行いたしました当社第2回無担保転換社債が平成18年3月17日に満期償還を迎えましたので、転換による新株の配当起算日の取り扱いについて定めた現行定款第35条(転換社債の転換と配当金)を削除するものであります。
- (5) 上記(1)(4)の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月17日(土曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月17日(土曜日)

以 上

〔下線は変更部分を示します。〕

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>第 4 条（公告の方法） 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条（機関） <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人</p> <p>第 5 条（公告方法） 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条（株式の総数） 当社の発行する株式の総数は <u>100,000,000 株とする。ただし、株式消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>第 6 条（自己株式の取得） 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第 7 条（1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 当社の <u>1 単元の株式の数は 100 株とする。</u> 2 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000 株とする。</u></p> <p>第 7 条（株券の発行） <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条（自己の株式の取得） 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の <u>単元株式数は、100 株とする。</u> 2 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第 10 条（単元未満株式についての権利） <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外</u></p>

<p>第8条（名義書換代理人） <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り等の株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>第9条（株式取扱規則） <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第10条（基準日） <u>当社は、毎年3月20日最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 <u>前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第11条（招集） <u>当社の定時株主総会は、毎年6月20日までに、臨時株主総会は必要に応じて取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> 〔新 設〕</p>	<p><u>の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第11条（株主名簿管理人） <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第12条（株式取扱規則） <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">〔 削 除 〕</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条（招集） <u>当社の定時株主総会は毎年3月31日までに、臨時株主総会は必要に応じて、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> 2 <u>株主総会は、京都市内においてこれを招集</u></p>
---	--

<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>第12条 〔条文省略〕</p> <p>第13条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に定める場合を除き出席した株主の議決権の過半数により行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>第14条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし株主または代理人は、総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>第14条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>第15条 〔現行どおり〕</p> <p>第16条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条 (議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>第15条 (議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席取締役が記名押印して当会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>第18条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第16条 〔条文省略〕</p> <p>第17条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の選任決議には、総株主の議決権の3</p>	<p>第20条 〔現行どおり〕</p> <p>第21条 (選任方法) 〔現行どおり〕</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ</p>

任のあった株主総会後最初に開催される
定時株主総会開催の時までとする。

〔新 設〕

第26条（任期）

監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
- 3 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第27条（常勤監査役および常任監査役）

監査役は、その互選により常勤監査役を定める。また、必要に応じ常任監査役を定めることができる。

第28条～第30条

〔条文省略〕

第6章 相談役および顧問

第31条

〔条文省略〕

第7章 計 算

第32条（営業年度）

当社の営業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までとする。

〔新 設〕

〔新 設〕

第30条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第31条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

〔削 除〕

第32条（常勤監査役および常任監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、必要に応じ常任監査役を選定することができる。

第33条～第35条

〔現行どおり〕

第6章 相談役および顧問

第36条

〔現行どおり〕

第7章 計 算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第39条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第33条(利益配当)

利益配当金は3月20日最終の株主名簿等に記載または記録されている株主または登録質権者に支払う。

〔削除〕

第34条(中間配当)

当社は、毎年9月20日最終の株主名簿等に記載または記録されている株主または登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条ノ5にもとづき中間配当として金銭の分配を行うことができる。

〔削除〕

第35条(転換社債の転換と配当金)

転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金および中間配当金は、転換の請求が3月21日から9月20日までになされた時は3月21日に、9月21日から翌年3月20日までになされた時は9月21日に、それぞれ転換があったものとみなして支払う。

〔削除〕

第36条(配当金等の除斥期間)

利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

第40条(配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

〔新設〕

附則

第37条の規定にかかわらず、平成18年3月21日から始まる第69期事業年度は、平成18年12月31日までとする。

第39条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月21日から始まる第69期の中間配当の基準日は、平成18年9月20日とする。

本附則は、期日経過後は削除するものとする。